

京都市農業共済条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第141号

京都市農業共済条例施行規則を廃止する規則

京都市農業共済条例施行規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に発生した共済事故については、この規則による廃止前の京都市農業共済条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(産業観光局農林部農業計画課)